

平成 30 年 10 月 3 日

破産債権の譲渡人及び譲受人の皆様

再生債務者 株式会社 MTGOX

再生管財人 弁護士 小林 信 明

破産債権の譲受人による再生債権届出に関するお知らせ

この案内は、株式会社 MTGOX（以下「**MTGOX**」といいます。）の破産手続（東京地方裁判所平成 26 年（フ）第 3830 号。以下「**本破産手続**」といいます。）において債権届出のなされた MTGOX に対する債権（以下「**破産債権**」といいます。）の譲渡人及び譲受人の皆様に対するお知らせです。

本破産手続で債権届出をした元の債権者（以下「**譲渡人**」といいます。）から第三者（以下「**譲受人**」といいます。）に対して譲渡された破産債権について、破産手続において破産管財人に適切な形式を満たす債権譲渡通知書が提出されていた場合は、当該破産債権の譲受人は、MTGOX の民事再生手続（東京地方裁判所平成 29 年（再）第 35 号。以下「**本民事再生手続**」といいます。）において、当該破産債権について再生債権の届出をすることができます。

再生管財人は、本民事再生手続において譲渡された破産債権の債権届出をすることができる譲受人には、個別にその旨を通知する E メールを送信しております。かかる E メールを再生管財人から受信している譲受人の方は、債権届出をしていただくようお願いいたします。

破産手続において提出された債権譲渡通知書が適切な形式を満たしていなかった譲渡人及び譲受人に対しても、再生管財人は既に個別に E メールを送信しております。そのような譲受人が本民事再生手続へ参加するためには、譲受人は当該 Eメールの指示に従い、譲渡人と連名で作成する必要書類とともに、譲渡された破産債権に関する本民事再生手続における債権届出書を提出する必要があります。この案内の別紙にも、当該 Eメールと同内容の説明を記載しております。

破産債権の譲渡に関する個別の Eメールを再生管財人から受信していない譲渡人及び譲受人の方は、債権譲渡通知書が破産管財人に郵送されていないか、少なくとも管財人に適切に届いていない可能性がございます。かかる場合であっても、本民事再生手続の開始前に

された破産債権の譲渡については、譲受人は本通知の別紙の指示に従って本民事再生手続における債権届出をすることができます。

最後に、この案内の別紙の指示内容は、破産債権の譲渡にのみ適用されるものであることにご留意ください。再生管財人は、別途、本民事再生手続で届出のあった債権（以下「**再生債権**」といいます。）の譲渡に関する手続（譲渡対象である再生債権の届出が、当該債権の譲受人ではなく、当該債権の保有者によってなされた場合を想定しています。）についてお知らせする予定です。

以 上

(別紙)

本破産手続における債権譲渡通知が適切な形式を満たしていなかった場合に、再生管財人に対して債権譲渡を対抗するためには、譲渡人及び譲受人双方が本民事再生手続において新たな債権譲渡通知書を作成し、再生管財人に提出する必要があります。また、本民事再生手続への参加を希望する方は債権届出をする必要があります。債権届出は、下記 Web サイトにて説明されているオフライン方法により行う必要があります。

<https://claims.mtgox.com/assets/index.html#/>

破産債権の譲受人は、債権届出書とともに、(a)署名済の債権譲渡通知書（詳細は後述）及び(b)譲受人のパスポート、運転免許証、身分証明書等の本人確認書類（顔写真及び日本語表記又は英語表記の氏名が記載されたもの）の写しを提出する必要があります。譲渡人が会社その他の法人である場合には、本人確認資料として以下の(i)及び(ii)の書類を提出する必要があります。

- (i) 商業登記簿及び印鑑証明書。外国法人の場合には、外国の公証又は認証業務にある者が作成した証明書や権限ある官署が作成した登録証明書などの法人代表者の資格証明書（当該法人が適法に成立したこと及び法人代表者の氏名が記載されたものに限ります。）。最新の情報が記載され、かつ3か月以内に発行された書類を用意してください。
- (ii) 法人代表者の本人確認書類。又は、債権届出手続を行う事務担当者の本人確認書類及び法人代表者作成の委任状。

また、譲渡人が債権譲渡通知を試みるに当たって、本破産手続時に、オンライン債権届出システムにログインした後の債権譲渡画面において、譲受人の氏名を入力した上で「保存」ボタンを押していない場合には、(c)譲渡人のパスポート、運転免許証、身分証明書等の本人確認書類（顔写真及び日本語表記又は英語表記の氏名が記載されたもの）の写しも併せて提出する必要があります。

本民事再生手続への参加を希望する方が、代理人を通じて債権届出をする場合には、代理人の適法な代理権を証する委任状も提出する必要があります。

必要書類は下記の住所に郵送してください。

株式会社 MTGOX 再生管財人室

〒102 -0083 東京都千代田区麴町三丁目 4 番地 1 麴町 3 丁目ビル 202 号

再生債権届出書

再生債権届出書の書式は下記リンクよりダウンロードすることができます。

<https://claims.mtgox.com/assets/index.html#/>

破産債権の譲受人はオフライン方法によってのみ債権届出をすることができることにご留意ください。

債権譲渡通知書

「債権譲渡通知書（オフライン用-B）」の書式を下記リンク先からダウンロードし、必要事項を記入の上、譲渡人及び譲受人双方が署名又は押印した適切な形式を満たす債権譲渡通知書を、再生債権届出書と本人確認書類と併せて再生管財人室に郵送してください。この「債権譲渡通知書（オフライン用-B）」の書式は、破産債権であって、本民事再生手続において届け出られていない債権の譲渡通知についてのみ利用できることにご留意ください。

https://www.mtgox.com/img/pdf/offline_transfer_B.pdf

ご不明な点がございましたら、下記コールセンター又はメールアドレスまでご連絡ください。

電話番号：03-4588-3921

（受付時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時（日本時間））

Email：support@mtgox.com